

第2次府中市環境基本計画（案）に対する
パブリック・コメント手続きの実施結果について

- 1 意見の提出期間 平成25年11月21日（木）から
平成25年12月20日（金）まで

2 意見の提出者等

提出者数	件数	意見の提出方法（人数）				
		Eメール	ファクシ ミリ	郵送	意見 投函箱	窓口
4	13	1	0	0	0	3

3 意見の概要及び意見に対する市の考え方

No.	市民意見・提案の概要	市の考え方
1	<p>第3章 府中市の環境課題「4. 低炭素型・循環社会の構築に係る課題」(P.43)の文中に次のとおり「燃料電池車、天然ガス自動車、燃料電池（エネファーム）」の追記を提案する。</p> <p>(P.44)「市民アンケートによると、～省エネルギー機器の設置意思については、太陽光発電や太陽熱利用、クリーンエネルギー自動車（電気自動車・燃料電池自動車、天然ガス自動車、ハイブリッドカー）、家庭用燃料電池（エネファーム）、高効率給湯器（エコキュート、エコジョーズ等）について将来導入の可能性が期待できる結果となっており～」</p> <p><考え方>太陽熱利用システムやエネファームは、市の助成制度「エコハウス設備設置補助金交付制度」の対象機器であり、エネファームは2030年までに530万台を普及させることが国策となっています。エネファーム普及に力を入れている旨を示すべきである。</p>	<p>ご指摘を頂いている箇所は「市民アンケート」の結果について示しているものであり、ご提案とおりの記載の追記は不適當であると考えますが、ご提案の内容は大切な事項だと思しますので、今後の本計画の実施にあたっての貴重なご提言として頂戴しておきたいと思ひます。</p>

2	<p>第3章 府中市の環境課題「4. 低炭素型・循環社会の構築に係る課題」(P. 43)の文中に次のとおり「エネルギーの自立・分散化」の追記を提案する。</p> <p>(P. 44)「このことから、震災後のエネルギー需給の変化及び市民のエネルギー・地球温暖化に関する意識高揚等を踏まえ、建築物の長寿命化や省エネルギー化、低炭素化、エネルギーの自立・分散化を促進し、環境に配慮したまちづくりを推進する必要があります。」</p> <p><考え方>これからの環境政策は、“省エネ・低炭素化の立場”と“防災の立場”から“自立・分散型エネルギー社会の創出”が必要である。“府中市地域防災計画(案)”、東京都の長期計画“「2020年の東京」へのアクションプログラム2013”及び“新たな多摩ビジョン”にも示されている。</p> <p>「高効率なエネルギーの利用推進」(P. 68)に「市の施設にコージェネレーションシステムなどを利用したモデル施設を導入し、その効果を公開するなど、モデル施設としてPRします。」の文章、及び事業者の環境保全行動(P. 73)にも「コージェネレーションシステムなどの導入により、エネルギーの高効率な利用に努めます。」の文章がありますが、これらは“エネルギーの自立・分散化”の推進を示している。</p>	<p>ご指摘の「エネルギーの自立・分散化」については、本市においてもエネルギー対策の重要課題という認識を持っており、本計画(案)では「基本方針4 低炭素型・循環型のまちを目指します」を掲げているところであり、府中市地球温暖化対策地域推進計画との連携により、社会情勢を鑑みながら対策を講じていく所存です。</p> <p>このことを踏まえ、ご提案のとおり「第3章 府中市の環境課題」の部分に、「エネルギーの自立・分散化」に関するキーワードを追記したいと考えます。</p>
3	<p>第5章 環境施策と各主体の行動「基本方針4 低炭素型、循環型のまちを目指します」(P. 66)の文中にて、意見を提言する。</p> <p>(2) 市の環境施策(P. 66)において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の環境省エネ政策への取組として、助成制度「エコハウス設備設置補助金交付制度」をもっとPRすべきと考える。 	<p>電気自動車を一例としていますが、本市といたしましては、ご指摘のあった燃料自動車、天然ガス自動車も環境負荷の小さい環境対応車として認識していることから、公用車の買い替え時には、目的に見合った最適な公用車を選択してまいります。</p>

	<p>・「公用車における温暖化対策の推進」において、電気自動車だけでなく、低公害車である燃料自動車、天然ガス自動車も追記すべきと考える。</p>	
4	<p>計画の中には、PDCサイクル（プラン・ドゥー・チェック）に基づく検証評価は行なわれていないので、第1次計画の検証・評価のうえで第2次計画は策定すべきだと考える。</p> <p>行財政改革推進プランでは、十分ではないが、評価・検証の一覧が付記されている。</p> <p>PDCサイクルの業務推進担当を明確にし、主管が環境政策課以外の業務については、他部課と緊密な連携の元に、毎年チェックしていかなければ、計画が実行できるとは思えない。</p> <p>担当職員の明確化と、業務の推進体制の明確化をお願いします。</p>	<p>ご指摘のとおり、市においてもPDCAサイクルによる計画の推進は重要であると考えており、これまでも現行の府中市環境基本計画に掲げた施策に基づく「府中市環境行動指針」の内容について、「府中市環境マネジメントシステム」による評価等を行ってきました。第2次府中市環境基本計画の推進にあたっては、ご提案のとおり趣旨により、93頁に示す「重点プロジェクト」に示した「市の環境施策」及び「指標」について、府中市環境マネジメントシステムの「環境マネジメントマニュアル」に則り、毎年2回、進行管理表記録要領に基づく監視・測定を行っていくこととし、より効果的な取組の展開を図っていく所存です。</p>
5	<p>環境基金などの活動資金の源泉について、緑の基金は平成23年度までであったが、平成24年3月に新設された環境基金の言及が全く本計画にはない。</p> <p>環境について活動していくにも、その他の活動にしても、金が無ければ仕事は回っていかない。</p> <p>基金も含めて金銭面について、明確にできる部分は明確にしていくべきだと考える。</p>	<p>市では、限られた財源の中で多様化する市民ニーズに適切に対応し、また、公平な市民サービスの提供に向け、積極的な事業運営に努めてきたところです。</p> <p>第2次府中市環境基本計画の推進にあたっては、市民の皆様との協働により最小の経費で最大の効果が得られる事業展開に努めるとともに、環境基金の目的に沿った活用を含め、予算の効果的な運用を図り、第6次府中市総合計画に掲げる都市像「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」の実現に取り組む所存です。</p>
6	<p>2011年3月に発生した放射能汚染について線量計を大量購入し、現在も計測を続けていますが、放射能汚染の問題は徐々に小さな問題になりつつある。</p> <p>大量の線量計全てをいつでも、どこで</p>	<p>ご指摘のとおり、現在、市内の放射性物質については問題のない状況であると認識しております。また、正確な測定をするためには測定機器の定期的な点検が必要であり、点検には経費が掛かります。</p>

	<p>も、正確な数値を測定できる機能は良いことであるが、線量計の精度を維持するにも費用がかかる。</p> <p>大きな経費削減になる話ではないが、漠然と経費をかけ続けるのではなく、環境行政について、優先順位をつけて管理運営にあたるようお願いする。</p>	<p>しかしながら、市民の安全を確保し、安心を提供するためには、継続的な測定及び結果の公表が必要であると考えておりますので、測定箇所、頻度については、今後、検討してまいります。なお、機器の一部を点検し、その他の機器については点検した機器をもとに確認することで、機器の精度を保持するとともに、経費の削減に努めているところです。</p>
7	<p>平成22年2月からダストボックス方式の廃止、戸別収集方式の導入などのごみ収集方法の変更によって、4分の1程度のごみ減量は達成できたが、半減までは到達していない状況である。</p> <p>その理由として、戸建住宅のごみ排出は、戸別収集方式などでは成果が上がっているが、集合住宅のごみ排出は、ダストボックス方式を継続せざるをえなかったことなどによって、戸建住宅ほどの成果が上がっていない。</p> <p>集合住宅のごみの排出削減がうまくできるには、建物の構造上の問題も指摘されているが、マンションなどの施設をどのように今後改善していくかは、挙げられていない。</p> <p>ごみ減量を今後も推進し、市民一人当たり600g/日を下回るごみ排出量を達成するには、早急の対策を立て、実行していく必要があるが、そうした方向からの分析も方策も基本計画には記述されていない。計画のさらなる具体的な記述が必要である。</p>	<p>本計画(案)では、多種多様にわたる環境課題を解決するには、各取組を個別に実施するのではなく「横断的な取組」が必要であると考え、重要性、緊急性が高く、市の環境の特性を生かしていくための軸となる施策について「重点プロジェクト」として設定し、市、市民、事業者のパートナーシップによる強力な取組を展開するものとしており、その一つにごみ減量・リサイクルを位置付けています。</p> <p>環境基本計画は、4頁に示すとおり、市における環境保全に関する施策の基本となる事項を定めるものであり、施策の実施にあたっては、他の計画等と整合・補完・連携して展開するものとしています。</p> <p>ごみ減量施策や適正なごみ処理を推進するため、府中市一般廃棄物処理基本計画を策定しており、具体的な取組については「府中市ごみ減量アクションプラン」で示しています。</p>
8	<p>計画に基づき、4～5年毎に進捗状況の評価書を作成し、進捗状況の悪い部署に対しては強力に推進させるように全部門でフォローして進めるべきではないか。</p> <p>重点プロジェクトとしての3大項目</p>	<p>計画の推進にあたっては、93頁に示すとおり、重点プロジェクトに示した「市の環境施策」及び「指標」について、府中市環境マネジメントシステムの「環境マネジメントマニュアル」に則り、毎年2回、進行管理表記録要領に基づく監視・測定を行</p>

	<p>については各部門の部課長会議のような会議で責任をもって項目を決め、強力で推進させるべきではないか。</p>	<p>っていくこととします。また、重点プロジェクトに示した「市民の取組」、「事業者の取組」について、これらの行動の普及拡大状況について、定期的な市民意識調査の実施により把握し、チェックを行うこととします。進行管理に必要となる調査等については、「府中市環境保全活動センター」と連携します。それらの結果については、府中市環境審議会に報告し、総合的な評価をいただくとともに、その結果を市ホームページ等を通じて広く公表することとします。推進体制については、府中市環境マネジメントシステムに則り全庁を挙げての管理を行っていく所存です。</p>
9	<p>歴史と景観を彩る自然とともに環境づくりには水と緑のネットワークを守り育てるとともに歴史的景観を保全し、市民参加で活動を実施する環境美化を条例で制定し、強力で推進する。</p> <p>例えば“馬場大門けやき並木”の歴史的景観を劣化させないように、高層建築物を規制する条例か何かで取締るようにすべきではないか。</p> <p>また、農地及び緑被率の低下には種々の問題を内包しており、簡単ではないと思われるが、上部の都及び国への関与を通じて少しでも改善しなければ不可能な事象も存在する。</p> <p>校庭の緑化問題もしかりである。</p>	<p>馬場大門のケヤキ並木、農地の保全等については、重要課題と認識しており、「基本方針 1 水と緑が豊かにかにあるまちを目指します」の中で、各種の市の環境施策や市民、事業者の環境保全行動を位置付けています。これまでも様々な取組を行っていているところですが、取組を推進していく過程においては、ご提案にある各種様々な効果的な手法が考えられます。貴重なご提案の内容を踏まえ、今後の具体的な取り組みの展開にあたっての検討課題とさせていただきます。</p>
10	<p>安全、安心な地球そして府中を守り育てる環境づくりでは</p> <p>(1) 生活環境の安全対策としては、交通レーンの整備による、マナーの向上による、交通事故の減少による、安全、安心の歩道整備。</p> <p>(2) 化学物質に対する規制では、時々刻々と変化する事象に対する事が多々</p>	<p>ご指摘のとおり、環境問題については次々に新たな課題が発生し、その時々に応じた対策や様々な科学的知見等を踏まえた予防策等を講じていく必要があると考ええます。そのような背景を「重点プロジェクト2 安全・安心な地球、そして府中市を守り育てる環境づくりプロジェクト」のプロジェクトの考え方で示しており、市で</p>

	<p>ある。例えば、当初はダイオキシン問題だったが、ある程度解決すると有機塩素化合物問題、光化学オキシダント問題、放射性物質の問題と、常に新しい問題が発生し、順次解決しなければならない。</p> <p>(3) 地球温暖化問題は簡単には解決できる問題ではないが、次善の策でも行わねばならない。</p> <p>(4) ごみ問題は順次対策をたてて行わねばならない息の長い取組である。</p>	<p>は、同項に示すとおりまず大切な事は「持続可能な社会を構築するために、今一度、日常生活や事業活動における環境保全のあり方、環境保全行動のための仕組みを見つめ直し、各主体、そして各機関の横断的な取組を展開していく」事だと考えております。ご提案の地球温暖化問題、化学物質対策、ごみ問題については、その考え方を基本にしつつ、本計画に示した施策を展開し、適切な対策を講じていきたいと考えます。また、ご提案の「生活環境の安全対策としては、交通レーンの整備による、マナーの向上による、交通事故の減少による、安全、安心の歩道整備。」については、60頁の「歩行者安全対策」や62頁、63頁の市民の環境保全行動「安全な道路環境づくり」において同趣旨の取り組みを位置付けています。</p>
11	<p>一人一人がともに考え行動する環境パートナーシップの強化。</p> <p>行政、大学、企業、市民による環境の整備・美化など総合的な検討推進が必要である。</p>	<p>ご提案のとおり、市においても環境づくりにあたっては各主体の協働による取り組みが必要不可欠であると考えています。</p> <p>ご指摘の環境整備・美化に限らず、全ての環境課題の解決にあたって各主体の協働が重要であり、そのため市では、その中核を担う組織として、平成23年12月に府中市環境保全活動センターを設置し、市民の皆様の協力により、今後有益となるパートナーシップの構築の方策を検討しているところです。ご提案の趣旨は今後の同取組の展開にあたっての貴重なご意見として受け取らせていただきたいと思います。</p>
12	<p>第2次環境基本計画書(案)基本方針4(2)市の環境施策 ①地球温暖化対策(66ページ以降)は2011年に確定した「地球温暖化対策推進計画」とも重なる部分がある。2年前の「地球温暖</p>	<p>ご提案のとおり、第2次府中市環境基本計画は、府中市地球温暖化対策推進計画の上位計画として(4頁参照)密接な関係があり、第2次府中市環境基本計画における地球温暖化対策に関連する記述内容は、府</p>

	<p>化対策推進計画」で確定した具体的な目標をこの「第二次環境基本計画」においても達成すべき数値目標として確認して、計画推進の一体的な整合性を図ってもらいたい。(例えば「2020年までに一割の世帯が太陽光パネルのもとで生活する」目標などは重要である。)</p>	<p>中市地球温暖化対策推進計画との整合を図った記述となっています。また、ご指摘の数値目標の整合においても、府中市地球温暖化対策地域推進計画で掲げた目標である「平成32年度までに、平成2年度における排出量の15%以上の削減」について、「重点プロジェクトの推進にあたって参考となる指標」として85頁に記載しているところです。今後とも、第2次府中市環境基本計画と府中市地球温暖化対策地域推進計画を連携しながら、府中市の地球温暖化対策に向けた取組を展開していきます。</p>
13	<p>【新エネルギーの利用促進】(67ページ)について、いくつか挙げる。</p> <p>○①市の施設に新エネルギーモデル建築を整備し、「見える化」を図っていきます。</p> <p>○②新エネルギーの利用に関する情報提供などを行う相談窓口を開設します。</p> <p>○③新エネルギー関係コンサルタントや、市民や事業者などを対象に新エネルギー関係の専門家の育成に努めます。</p> <p>○廃熱利用などの拡充を、関係機関に働きかけます。</p> <p>○④廃棄物発電、廃棄物熱利用などの新エネルギー利用の推進のため、支援措置を検討します。</p> <p>○東京農工大学と連携し、・・・・</p> <p>①の「新エネルギーモデル建築」とその「見える化」設備の具体化はいつ頃、実施するのか。予算づけを早急に行ってください。(市民の関心の高い項目である。)</p> <p>②の「相談窓口」は市民のニーズが高いため兼任ではなく専門職の職員を配置してください。</p> <p>③新エネルギー関係の「専門家の育成」</p>	<p>ご提案の①について、公共施設の建て替えや改修に併せて環境配慮型設備を導入し、適宜「見える化」を図っているところです。大々的な設備導入は、耐震性、老朽化等から既存施設においては困難であると考えており、新庁舎などにおける導入が直近の事例になると考えています。</p> <p>ご提案の②、③について、ご指摘のとおり、環境問題は高度に専門的な領域であると認識しており、担当職員が「専門家」として業務にあたるよう、各種展示会や説明会等での情報収集、研究に努めているところです。しかし、専門的な知識の習得には時間を要するものであり、一職員を一業務に定着させることは好ましくないと考えていることから人事異動を踏まえ、専門家の育成は難しい問題となっています。そのため、ご提案の②にあります相談窓口として府中市環境保全活動センターを活用し、専門的な知識を有する方にその活動に協力いただくサポーターとして登録いただくことなどを将来的な展望として考えています。</p> <p>ご提案の④のうち「廃棄物発電」について、本計画は平成26年度から34年度の9</p>

<p>であるが、どのようにして育成するのか、その方法、手段を明確にし、実施することが大切である。ほかの箇所でも「専門家の育成」に触れているケースがある。環境問題は複雑な専門科学の結合によってこそ解決される高度に専門的領域である。大切なことは、市の担当職員が、各分野で国際的にも通用するような「専門家」として成長する目標と気概をもって業務にまい進できる専門職性を重視した人事政策を確立することが大切であり、担当職員の強力な指導性なくして計画は絵に書いた餅になり、「新エネルギー関係コンサルタントや、市民・事業者などを対象に新エネルギー関係の専門家の育成」も実現できない。②の相談窓口も専門家が必要である。この点の踏み込んだ記述をお願いする。</p> <p>④ 廃棄物発電は具体的にどのように支援を行うのか。従来の「計画書」で対象としていた「風力発電」の可能性について、今回、触れていないのはどのような理由によるのかを明確にしてください。</p>	<p>年間を計画期間としており、その中でやるべきことが望ましいことを示しています。そのため、現段階で具体的方法が定まっていない内容もあり、廃棄物発電に対する支援策についても同様の位置付けとなっています。また、「大型風力発電」については、一定の風量、風向き等の条件が本市の地勢にそぐわないこと、また、低周波の問題等により、実現性は低いと考えていることから、記載をしていません。なお、ハイブリッド型街路灯などの小型風力発電については導入してまいります。</p>
---	--